

発行所 近畿税理士政治連盟 発行人 北野博也 編集人 村木眞志

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話 06 6944-9040 FAX 06 6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> MAIL info@kinzeisei.jp

奥入瀬溪流

撮影：吹田支部 砂邊信男

焦点

第21回参院選は与党の歴史的敗北に終わった。年金問題や閣僚の不正や失言に対して国民が厳しい審判を下した。民主は参院第一党に躍進。安倍晋三首相が引き続き政権を担う意向を示しているが、政局の流動化は避けられない情勢だ。

選挙戦では年金問題が争点になっていたが、税制の論議が表面に出なかった。今後の政局では税制改革が本格的に論議されるだろう。その際忘れてならないのは税理士の役割である。

税収確保のため時代に即した税制改正は必要である。問題は、その立法形成過程で

ある。国民に改正の目的と効果を正確に理解させるべきで、唐突に改正案が提出されて、十分な議論がなされないまま法案が成立するようなことは避けなければならない。

国、地方公共団体が新たに税を企画するとき、立法策定機関として事前に意見聴取制度（納税者の意思の確認作業）を必ず行い、その作業段階に独立した公正な立場に基づき国民の意思を具現化する機関を構築すべきである。税務の専門家として、その代表者が税理士であることは間違いない。その魁が税政連である。税政連は税理士の真に実力ある行動部隊として今後も期待される組織でなければならない。

主張

もっと近畿税理士政治連盟の大切さを理解して欲しい

税理士の業務は、農業や漁業のように自然の恵を受けてできる仕事ではありません。すべて法律、主に税法に基づいて出来る仕事です。

その法律を作る機関が国会であり、その構成員が政治家であります。だから我々国民の納税の実務に直接携わっている者が、正しい税の在り方について政治家に率直に意見を言い、国会に反映させていただくことが、社会のためになり、我々の職業の権益を守る上で大切なことです。そのためには税理士政治連盟の会費を税理士全員が払い、政治活動をもっと活発に行うことが重要であります。税理士業を行う限り、当然払うべきものだと思います。

学校給食費の不払い、病院の自己負担分の不払い、健康保険税の不払いなど払わなければならない義務を履行しない人が増えていると聞きます。自己主張の強くなった現在、文書による催促だけでは従わない人が居るのだと思います。

税の業界では、税理士が納税者と税務署の間に入って「そんなこと言ってもこれは法律に従って納税していただかねばなりません」と言いますと「税理士先生が言われるのでしたら払いますわ」と税理士が納税者の背中を押すことによって納税されることは多々あります。これは税理士が現代社会に貢献している税理士の重要な社会的役割であり、このことを政治家にもっとアピールするべきです。

それには税理士は独立した公正な立場で納税義務の適正な実現を図ることによって納税者側からも、行政側からも信頼されていなければなりません。

税理士会の体制を整え、税理士全員が税理士会に入会し、36時間研修を行って、信頼される税理士であらねばなりません。また税理士しか税の相談が出来ないようにしておかないと税の秩序が乱れてしまいます。税理士会の強制入会制、無償独占は「不易流行」という言葉を使えば、社会にとっては「不易」の部分すなわち変わってはいけない部分であります。

税理士の今の体制が社会の重要な役割を担っていることを政治家に訴えて、強制入会制、無償独占を守るべきであります。そのためには税理士全員が税理士政治連盟の大切さを痛感していただいて、党派を越えた多くの政治家に税理士業務をよく理解していただく運動を展開していくことが大切であります。

(I . B)

目次

主張.....	2
第21回参議院議員通常選挙.....	3
後援会ニュース.....	4
平成20年度税制改正要望が決定.....	8
平成20年度税制改正に関する要望.....	9
自民党大阪府連との「政策懇談会」.....	12
後援会の窓.....	13

連

載

焦点.....	1
かんさいすずめ.....	14

第21回参議院議員通常選挙

当連盟推薦候補者9名が当選

第21回参議院議員通常選挙は平成19年7月12日公示、同7月29日投票により施行された。即日開票の結果、当連盟推薦候補者12名のうち、選挙区で7名、比例代表区で2名が当選を果たした。

当連盟では、第21回参議院議員通常選挙に向けて本誌前号で既報のとおり、平成19年4月6日に第2回推薦審査会を開催し、大阪府・兵庫県連合会および京都府・奈良県・和歌山県・滋賀県支部連合会から上申のあった候補者について、「国会議員選挙区選挙における推薦基準」および「国会議員比例代表選挙における推薦基準」に基づき慎重な審議を行い、選挙区9名、比例代表区2名の推薦候補者を決定した。また、同5月23日に第3回推薦審査会（書面審議）を開催し、比例代表区候補で公明党現職の山本香苗氏の推薦を決定している。

推薦候補者に対する支援活動については、3月26日に、選挙2法勉強会及び選挙支援体制についての打合せ会を開催し、出席者に公職選挙法、政治資金規正法の解説を行うとともに、電話戦術、法定推薦ハガキによる支援活動のあり

方についても具体的事例を解説し、適法に行われるよう徹底を期した。

通常国会の会期が延長されたため、当初の見込みから1週間遅れで公示された。選挙期間中、本部では選対本部を設置するとともに、支部連・支部及び後援会において、電話戦術、法定推薦ハガキを中心に積極的かつ組織的、効率的な支援活動が適法に行われた。

選挙結果は別掲のとおり、当連盟推薦候補者は選挙区で7名、比例代表区で2名が当選を果たした。

当選された候補者には、政界でのますますの活躍を期待するものである。また、毎年の税制改正をはじめ、規制改革や資格制度の問題など、業界として重大な政治的課題を抱えている現在、その解決に向けて力強いご支援とご指導を頂戴したい。（事務局）

第21回参議院議員通常選挙における推薦候補者と選挙結果

選挙区	推薦候補予定者	政党	現職	後援会	日税政推薦	当落
大 阪 府	谷川 秀善	自民党	○			当選
	白浜 一良	公明党	○			当選
	梅村さとし	民主党				当選
京 都 府	西田 昌司	自民党		○	○	当選
	松井 孝治	民主党	○	○	○	当選
兵 庫 県	鴻池 祥肇	自民党	○	○	○	当選
奈 良 県	松井 正剛	自民党				落選
滋 賀 県	山下 英利	自民党	○	○	○	落選
和歌山県	世耕 弘成	自民党	○			当選
比例代表	森元 恒雄	自民党	○		○	落選
	山本 香苗	公明党	○			当選
	石井 一	民主党		○	○	当選

後援会ニュース

前原誠司後援会 定期総会

税理士による前原誠司後援会第3回定期総会
が、4月20日ホテル平安の森京都において開催
された。

来賓として近税政本部から戸次威左武副会
長、近税政京都府支部連から原綱宗会長が出席
した。



前原誠司衆議院議員

北村光一郎事務長の司会により開会、冒頭収
支報告書に基づき会計報告がなされた。

村中平治後援会会長が、この1年間の後援会
活動の協力と同席されていた松井孝治議員に謝
辞を述べ「確定申告時、東山、左京の5会場を
視察していただいた。本日は前原誠司先生のお
話をじっくりお聞きいただきたい」と挨拶があ
った。

来賓の戸次近税政副会長は「前原先生の政治
にける情熱と行動力をもって、政界での一層
のご活躍を期待したい。無償独占の現行税理士
制度の堅持と中小企業の税制に対するご理解、
ご高配をお願いしたい。前原誠司後援会のます
ますのご発展と会員の皆様の積極的な活動を祈
念する」

また、原支部連会長から「格差是正と言うが、
大都市圏と地方の格差は拡大している。政治家
は庶民感覚をもって政治をしていただき、一般

国民の納得出来る税制を実現するようご活躍を
お願いしたい」と挨拶があった。

さて、いよいよ前原誠司議員が登壇し、まず
本年の参議院選挙での、松井孝治議員に対する
支援と協力をお願いの後、国政報告を行った。

前原議員は「政府は景気拡大が続いていると
言うが、消費・所得が減少し、外需が中心の実
感のない景気拡大となっている。地方と都市の
格差は拡大し、全国には夕張市に近い状態の団
体が28もある。地方の活性化策として、農業、
観光、民営化を挙げ仕事を作り出す産業育成が
重要である。税制に関しては、特定非営利活動
法人支援の拡充と中小企業の活力を高め起業の
促進を図る税制構築を行う必要がある。ムダな
税金を使わず、適正な税使用をしていくよう民
主党として活動していく」と挨拶。

その後、林伸一郎幹事長の乾杯の挨拶で懇談
会が始まり、前原議員と役員、会員が懇親を深
めた。

(笹岡憲一)

上野賢一郎後援会 定期総会

上野賢一郎後援会結成後の第1回定期総会
が、平成19年4月23日、浜大津の「あたか飯店」
で開催された。まず久保直巳後援会会長の挨拶
があり、来賓の紹介があった。上野代議士、近
税政本部の戸次威左武副会長、山下英利後援会



上野賢一郎衆議院議員

の北浜会長、滋賀県支部連の鈴木幹事長について紹介された。次に、久保会長の司会によって、総会の議事が進められた。(1)活動報告 昨年11月28日の結成総会の写真が全てを物語っています。中央にずらっと女性会員が並んでいる、というのは初めてのことでないでしょうか。それだけ上野先生の人気が高い証拠でしょう。

(2)政治団体の届け出 県の選挙管理委員会に提出いたしました。(3)収支決算報告 活動は結成総会だけでした。これについては、寺村監事から監査報告をお願いします。(4)今後の活動方針について。

来賓の挨拶。戸次副会長より「上野先生の政界での御活躍を期待しています。今税理士は納税者の背中を押すという重要な仕事をしています。そのためには税理士によって結論が違っては納税者の信頼が得られない。税理士会への強制入会制、無償独占も今のままだお願いしたい」北浜・山下英利後援会会長より「上野先生の税調メールを見せてもらったが、若さとバイタリティにあふれていてとてもよかった。7月の参議院選挙では山下先生をよろしく願います」

続いて国政報告が上野賢一郎衆議院議員よりあった。「まず、ホットなニュースで逡増定期保険ですが、10月ごろには結論が出る予定です。本日は第1回定期総会をありがとうございます。資料は1年前のもので、ちょっと古いのですが、財政の問題では経済成長路線と財政再建の議論が始まります。税制の問題は、所得課税では人的控除等の簡素化が問題となっており、これには注意が必要だと思っています。資産課税では、負担水準をもっと裾野を広くとっております。事業承継では株式評価の問題ですが、夏までには方向性が明らかになるでしょう。法人課税では負担水準の問題があります。経済界からは強い要望が出されており、議論がなされるでしょう。消費税では税率の複数性が話題となっています。食料品を0%にするという問題です。インボイスの問題とともに議論になるで

しょう。以上取り留めのない話で恐縮ですが、今後の議論の方向性をお話ししました」

懇親会。鈴木幹事長の乾杯の音頭で、和やかに懇親会が行われ、定期総会は無事終了した。

(石原稔也)

高市早苗・滝実 後援会 合同定期大会

日時 平成19年6月2日(土曜日)

場所 奈良ロイヤルホテル(奈良市)

来賓 高市早苗 内閣府特命担当大臣

滝 実 衆議院議員

近税政本部 井戸本泰次 幹事長

奈良県支部連 東口哲夫 会長



高市大臣と武野後援会長

「税理士による高市早苗後援会・税理士による滝実後援会第8回合同定期大会」が平成19年6月2日(土曜日)、奈良市の奈良ロイヤルホテルで開催された。

武野勝文(高市会会長)の「この後援会は会員先生方の深い思い入れと深いご理解の賜物で成り立っている」との感謝の挨拶の後、和気あいあいとした雰囲気の中で合同の定期大会が開催された。

大会は、安村量平(滝会幹事長)を議長に各議案が承認可決された。

次に来賓挨拶を兼ねて滝実議員(新党日本)が近況報告「私は内閣に対する質問趣意書で、北海道夕張市の財政再建計画がスタートしたが、その計画は行き詰まっており、再建期間を60年に延長すべきと指摘した。『新党日本』では



滝 議員と安村後援会幹事長

次の参議院選挙に多くの立候補者を出す予定でいる。今後のご支援をご理解願いたい」と挨拶された。

続いて井戸本近税政幹事長が「平成19年度税制改正に税政連の陳情が反映されている。平成20年度税制改正は現在調整中で、要望案を取りまとめている。日税政では、後援会の活性化のための規程を制定する予定で、この規程に定める活動基準をクリアする後援会に対し、積極的に支援していくことになる」と挨拶。

最後に、東口哲夫奈良県支部連合会会長が「会費の納入等今後も税政連にご理解、ご協力が必要です。国民のための税理士制度を守ってほしい」と挨拶。

竹内淳(高市会幹事長)の閉会の挨拶の後、高市早苗内閣府特命担当大臣の国政報告会が行われた。

「『キャリア教育推進プラン』を取りまとめ、若者が自立し就職でき経済基盤をしっかりと持てるように推進していく。また、『イノベーション25』は2025年までに日本をこう変えていこうというプランで、中長期的な技術革新と社会システム開発等で来年から確実に日本が変わる閣議決定をした。それから『少子化対策』は若者に自立してもらい、働き方の見直しが必要で、中小企業に配慮できる支援策をサポートしなければならない。『IT』行政手続は基本的に全国どこでもワンストップでできるように2010年までに環境を整える。『ユビキタス特区』では世界最先端のITに関してのサービスを受けることが

できるモデル行政区を探している」と報告された。
(黒田有紀)

北側一雄後援会 定期総会

税理士による北側一雄後援会第4回定期総会が6月8日(金)、リーガロイヤルホテル堺に於いて開催された。



池田茂雄後援会長

来賓として近税政本部より佐野吉延副会長、北側一雄前国土交通大臣の代理としてご夫人の北側和代氏、近税政推薦の堺市議会議員水ノ上成彰氏、同市議会議員杉本和幸氏が出席した。

司会者西尾重則会員の開会宣言のあと、池田茂雄後援会会長の挨拶から始まった。続いて、議長を選任に移り、前会長の八文字貞和氏が議長となり議事に入った。

竹内芳彦幹事長から、活動報告及び収支決算報告をはじめとする議案説明があり、すべての議案が満場一致で可決承認された。最後に、任期満了にともなう役員選任の件が上程され、審議の結果、会長に池田茂雄現会長が、幹事長に竹内芳彦現幹事長が再選され、すべての議事が終了した。

この後、祝電の披露に続いて、北側和代夫人より挨拶があった。又、近税政本部の佐野吉延副会長より挨拶があり近税政及び日税連の近況報告があったあと、第4回定期総会の幕を閉じた。
(池田茂雄後援会会長寄稿)

西田昌司後援会 定期総会

税理士による西田昌司後援会第1回定期総会が6月11日、からすま京都ホテルにて開催された。

来賓として、日税政より森金次郎顧問、近税政本部より清水郁雄副幹事長、京都府支部連合会より原綱宗会長、久保田純一郎幹事長が出席した。



西田昌司氏

中江嘉和幹事長が司会を務め開会を宣言し、田島博昭会長が昨年12月8日開催の設立総会から本総会までの活動報告を含めて挨拶を行った。

引き続いて、田中守会員が議長に選任され、中江幹事長より平成18年度の活動経過及び会計報告がなされ、平成19年度活動計画と併せ、すべての議案が満場一致をもって承認可決された。

議事終了の後、西田昌司先生が登壇され「同業の士である税理士の皆さんにより、後援会を設立いただき、精力的にご支援いただき感謝します。規制改革の名のもとに社会全般の制度が見直しの対象となっていますが、見直すこと自体が目的となっているのではないかと。何を目的として見直すかという視点が必要ではないでしょうか。地方に対する税源移譲は、ある面で深刻な地域格差を生んでいます。そのような状況の中で地方にあっては中小企業の育成、支援が必要であり、今後も中小企業の良きアドバイザー

ーとして税理士の役割は大きいものです。経済中心の一極集中化は、国民全体の幸福とはかけ離れたものになりかねません。今後も税理士先生方のご支援をいただきながら政治活動に邁進していきたい」と挨拶があった。

この後、来賓の森金次郎顧問より「来賓挨拶ということですが、今日は来賓としてではなく、西田昌司先生が政治家として更に飛躍され活躍できますよう、会員の皆さんに西田先生に対する更なるご支援を願いに来ました。西田昌司先生は同じ税理士という同業の士であり、税理士業界にとって西田昌司先生を支援することは大変意義あるところです。是非とも会員先生方には絶大なるご支持、ご支援をお願いしたい」と挨拶された。引続き清水郁雄副幹事長より特殊支配同族会社に関する税制改正における税政連活動をはじめ、今後の活動方針について紹介する挨拶があった。

続いて、会場を替え、廣瀬来三後援会相談役の乾杯の発声により懇親会が開催され、盛会のうちに閉会した。

(中江嘉和後援会幹事長寄稿)

伊吹文明後援会 懇談会

税理士による伊吹文明後援会平成19年度懇談会が5月19日、からすま京都ホテルにて開催された。



伊吹文明文部科学大臣

来賓として近税政本部より井戸本泰次幹事長、清水郁雄副幹事長、近税政京都府支部連

り原綱宗会長、近税会より南出力利副会長が出席した。

北尾利久幹事長が司会を務め、開会を宣言した後、まず廣瀬来三後援会会長が「伊吹先生は文部科学大臣に就任され、安倍内閣の重要閣僚として、教育改革・再生に取り組んでおられる。安倍内閣の重石である伊吹先生にはなお一層の活躍をお祈りしたい。また後援会会員の日頃のご支援、ご協力に感謝する。今後とも一層のご支援、ご協力をお願いしたい。」と挨拶。

続いて、来賓の井戸本近税政幹事長が「後援会会員各位の日頃の後援会活動の取り組みに感謝申し上げる。伊吹先生は自民党の実力者であり、また自民党税調小委員長として、今回の特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の改正には、多大なお力添えをいただいた事を報告すると共に、今後とも一層の積極的な活動をお願いしたい」

また、原綱宗支部連会長から「今回の税制改

正は、税政連活動の大きな成果といえるが、今後とも税理士会の要望実現のために、伊吹文明後援会の益々の活動強化をお願いしたい」と挨拶があった。

続いて伊吹大臣より国政報告が行われた。

「教育改革・財政再建が安倍内閣の最重要課題である。小泉改革で手がつかなかったのが、教育改革と財政再建である。自由競争、市場原理に内在する欠点、副作用として格差が生じ、結果が全ての風潮が生じてきた。教育の再生は、国民に自由と規律、自信と規範意識を取り戻すことであり、是非ともやり遂げたい」また、自民党税制調査会、地域間格差、長寿社会、三位一体改革等、多岐にわたる報告のあと、各テーブルにて個別に親しく懇談した。

引き続き南出力利副会長の挨拶と乾杯の後、懇親会が開かれ、和やかな歓談のうちに閉会した。

(岸 忠)

平成 20 年 度

税制改正要望が決定(日税政)

日税連の「平成20年度の税制改正に関する建議書」をもとに、日税政は、特に緊急かつ重要と思われる14項目を抽出した「平成20年度税制改正に関する要望」を7月13日の幹事会において機関決定した。(次頁参照)

この中で、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」の問題については、前年度税制改正において、基準所得金額が800万円以下から1600万円以下に引き上げが行われたが、法人課税に個人所得課税の考えを持ち込み、二重課税となっていることに変わりなく、平成20年度税制改正において廃止することの要望を盛り込んだ。

「要望」の機関決定を受け、日税政国対委員会では、8月1日、平成20年度税制改正に関する要望の実現に向け、単位税政連選出の幹事長

及び国対委員長とともに議員会館を訪問し地元選出国會議員に対して陳情を行った。当連盟からは井戸本幹事長、田国対委員長が推薦議員のうち税制改正関係あるいは経済産業関係の役職者を訪問し、議員本人または秘書に対し要望を手渡すとともに内容について懇談を行った。

陳情にあたっては、平成19年度税制改正において、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度における基準所得金額の引き上げ」や「特定同族会社の留保金課税制度の見直し」など多くの要望項目が実現したことにお礼を申し上げるとともに、税制改正の手続きにおいて、与党税調において税の専門家である税理士の意見を十分に聴取していただくよう要望した。

(事務局)

平成20年度の税制改正に関する要望

平成19年7月

日本税理士会連合会

日本税理士政治連盟

当税理士業界は、平成20年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる14項目について要望書を取りまとめました。この要望書は、中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

公平な税負担	理解と納得のできる税制	必要最小限の事務負担	時代に適合する税制	透明な税務行政
--------	-------------	------------	-----------	---------

I 国税関係

法人税関係

1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止すること。

【理 由】 平成18年度改正により導入された本制度は、個人事業者の法人成りによる節税メリットを抑制するためのものと説明されているが、突然の税負担増による中小法人に与える影響等の問題点が指摘されてきた。このため、平成19年度改正では、適用除外となる基準所得金額が1,600万円に引き上げられた。

しかし、役員給与は既に会社から資金流失しているにもかかわらず、更に会社側に課税が行われ、また、誠実な事業会社もこの規定の適用を受ける場合があり制度的に問題がある。したがって、特殊支配同族会社の役員給与に係る制度は廃止すべきである。

2. 交際費課税については、交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入とするとともに、定額損金算入限度内の10%課税制度は即時廃止すること。

【理 由】 交際費に対する課税は、企業の冗費抑制を図ることがその目的とされている。したがって、本来、冗費や濫費の性格の強い交際費だけを課税対象とすべきである。平成18年度税制改正では会議費と交際費の区分について金額基準が示されたが、交際費等の範囲についてはさらに見直しを行い、例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費等から除外するなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。また、定額控除限度額内の10%相当額を損金不算入とすることは、税収確保目的以外には根拠がなく、この制度は即時に廃止すべきである。

3. 退職給付引当金の繰入れについて損金算入を認めること。

【理 由】 退職給付引当金は、退職給与規程に基づく法的な債務として潜在的に発生しているのであり、退職の事実が未だに生じていない時点では給付事由と具体的な給付額とが確定していないにすぎないのである。

また、退職給付引当金は、会計理論上必要不可欠な制度であり、法人税が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算することを原則としていることからみても、課税所得計算の過程で当然に反映させなければならない損金であり、特典的・恩典的な制度ではない。

従って、健全な企業経営と労働環境確保の観点からも、法的な債務としての性格を有する退職給付引当金について、少なくとも労働協約及び就業規則等により退職給与の支給規程を定めている法人については、その規程による退職給与要支給額の当期発生額の損金算入を認めるべきである。

所得税関係

4. 公的年金以外に収入のない者について納税手続きを簡素化すること。

【理 由】 老年者控除の廃止、公的年金等控除額の縮減により、高齢者の納税のための事務負担が増加した。高齢者に負担の少ない制度とするためには、公的年金の受給者のうち扶養控除等申告書を提出した者については年金の支払者において年末調整に準じる措置を講じ、公的年金以外に収入のない者については選択により確定申告を不要とするなど、納税手続きの簡素化を検討すべきである。

5. 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除を整理・合理化すること。また、少子化対策税制を講ずること。

【理 由】 現在、家族世帯類型や世帯における就労形態は多様化していることから、複雑となっている人的控除について、公平・中立の観点を踏まえながら整理・合理化して簡素化を図るとともに、本人、配偶者及び扶養親族の担税力に配慮して、その控除額を大幅に見直す必要がある。また、少子長寿化社会が進む中、出生対策や子育て支援の重要性が指摘される中、それに対応した税制を検討すべきである。

6. 土地・建物等の譲渡により生じた損益について、損益通算及び繰越控除を認めること。

【理 由】 平成16年度税制改正により、十分な議論と周知期間がないままに、土地建物等の譲渡損益は他の所得との損益通算・繰越控除が認められなくなった(一定の要件のもと居住用財産については存置)。現行の損益通算規制では、譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の所得の損失について損益通算が認められないため、担税力がない場合でも課税される。また、事業用土地と事業収益は一体であるが、事業の

赤字を事業用土地の売却で補填する場合には資金繰りに支障が生じる。なお、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金等による買換えや住宅借入金等の残高などの要件を撤廃し、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

法人税・所得税共通

7. 少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満とすること。

【理 由】 中小企業者には少額減価償却資産について取得時に3つの制度が存在する。

①取得価額が10万円未満の少額減価償却資産は一時に損金算入

②20万円未満の少額減価償却資産については3年間にわたって損金算入する一括償却資産制度の選択

③30万円未満の少額減価償却資産については平成20年3月までの特例制度として年間の損金算入の上限を300万円として全額損金算入

従って、より簡素な税制を目指す立場から、少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満に引き上げ、設備投資の促進に寄与すべきである。

8. 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除及び青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、期間制限を廃止すること。

【理 由】 現行法では、青色申告書を提出した場合の、所得税における純損失の繰越控除は3年を限度とし、法人税における欠損金の繰越控除は7年を限度としている。しかしながら、企業における事業年度はゴーイングコンサーンの下で人為的に区切られたものに過ぎず、損失も利益も本来は一体のものである。これは税務上においても尊重されるべきであり、例えば、アメリカでは20年、イギリスやドイツでは無制限に認められるという例もある。また、わが国においても、法人税法上、資産整理に伴う私財提供等があった場合には、欠損金の生じた事業年度がいつであっても無制限に損金算入が認められる例もある。従って、青色申告書を提出した場合の所得税における純損失の繰越控除及び法人税における欠損金の繰越控除については、期間の制限を設けるべきではなく、その期限を廃止すべきである。

消費税関係

9. 消費税について

(1)簡易課税制度について次のとおり改正すること。

①事業区分を簡素化するなど小規模事業者の事務負担を軽減すること。

②簡易課税適用事業者が固定資産等を取得した場合には、通常の簡易課税による控除税額にその固定資産等の取得に係る消費税額を加算した税額控除を認めること。

③基準期間による事前届出制を廃止し、当該事業年度申告時における選択制とすること。

【理 由】 簡易課税の適用上限が課税売上高2億円から5,000万円に引き下げられ適用対象者がさらに小規模な者に限定されたことから、事業区分の簡素化を図るなど、小規模事業者の事務負担を軽減すべきである。小規模事業者が初めて課税事業者になった場合には、帳簿等の対応も十分ではなく、また課税事業者に該当することさえ認識していないことも考えられる。このような者に原則課税を求めるのは適当ではなく、仕入税額控除が出来ないということにも無理がある。したがって、簡易課税制度の選択は申告時に行うことができる制度にすべきである。なお、簡易課税制度適用事業者が設備投資等をした場合には、設備投資等に係る仕入税額控除を別途に認めるべきである。

(2)請求書等の内容を補う記載がある場合には、仕入税額控除を適用できる帳簿とみなすこと。

【理 由】 仕入税額控除については、計算のための事務負担は極力軽減されるべきであり、今後もいわゆる帳簿方式を維持し、インボイス方式に移行すべきではない。

平成9年4月1日以後施行されている「帳簿及び請求書等の保存」の要件については、形式主義が重視される結果、請求書等で確認できる事項についても帳簿への重複記載を強制されるなど、事業者にとって事務処理上過度の負担を強いている。「請求書の保存」を中心とし、請求書等の不備を補う内容が記載されている帳簿は仕入税額控除の要件を充たす帳簿とみなすべきである。

なお、平成15年度税制改正により簡易課税制度及び事業者免税制度の適用対象者が大幅に縮減されたことから、事務負担能力の乏しい中小零細事業者にとっては深刻な問題である。

相続税・贈与税関係

10. 中小企業の円滑な事業の継続のための措置を講ずること。

【理 由】 経済の活性化、雇用の確保、国際競争力の強化等の観点から、わが国経済の下支えをしている中小企業の事業継続について、税制面からの支援措置が必要と考えられ、例えば次のような新たな制度を創設すべきである。

(1)相続人が事業を承継した場合

被相続人が相続開始時の従前より保有していた株式等について、それを相続し、かつ、事業を承継した相続人がいるときは、その株式等の相続税の課税価格に算入する価額を一定割合減額する。ただし、その相続人が一定期間以上その株式等を保有し、かつ、事業を継続することを要件とする。

(2) 相続人以外の者が事業を承継した場合

相続人以外の者が遺贈等により株式等を取得し、かつ、事業を承継した場合には、事業継続要件を付した上で、その株式等の相続税の課税価格に算入する価額の一定割合を減額する。

また、相続開始後一定期間内に、実質的に事業を継続する者が相続人から株式等を譲渡された場合にも同様の措置を講ずる。

11. 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。

【理 由】 取引相場のない株式等の評価については、これまで相続税財産評価基本通達の改正によりその適正化が図られてきたが、現在でも純資産価額方式において、評価会社の財政状態を十分反映していない点が存在する。それらを是正する意味で少なくとも次の2点について早急に改正を行うべきである。

(1) 評価会社が課税時期前3年以内に取得した土地建物等は「通常の取引価額」により評価することとされているが、平成8年度改正で旧租税特別措置法第69条の4（相続開始前3年以内に取得した不動産の課税価格計算の特例）が廃止されたのであるから、これとの整合性を図る意味から、同取扱いを廃止すべきである。

(2) 評価会社が退職給付債務を負っている場合は、その財政状態を反映した評価を行うべきであり、旧退職給与引当金についての取扱いと同様に一定額を負債として認めるべきである。

国税通則法関係

12. 税務行政の執行に関する手続規定の整備を図るため、次の措置を講じること。

(1) 税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する観点から、国税通則法の改正を行う。

(2) 調査の事前通知、文書による理由開示及び終了通知を徹底する。

【理 由】 申告納税制度が採用されてから半世紀が経過したにもかかわらず、わが国においては税務行政の執行に関する手続規定が法的に整備されていない。

申告納税制度を発展させるために、納税者の正当な権利を保障し、税務行政の円滑な執行のため、税務調査の事前通知等の規定を国税通則法及び地方税法に明文化すべきである。

13. 更正の請求について

(1) 更正の請求をすることができる期間（現行1年以内）を5年とすること。また、後発的理由による更正の請求の期間の特例（現行2月以内）については、1年とすること。

【理 由】 課税庁が行う更正処分の期間については、税額を増額するものについては、法定申告期限から3年又は5年以内、減額するものについては5年以内に制限されている。一方、納税者側から更正の請求を行うことができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内とされている。このため、法定申告期限から1年を超え5年以内の期間において減額更正を求めるためには、実務上は「嘆願」により職権更正を待つという不安定な対応を余儀なくされる。このような状況は、納税者の権利救済制度としては好ましくないため、更正の請求ができる期間を課税庁が行う減額更正期間の5年とすべきである。

また、後発的な理由による更正の請求については、現行ではその理由が生じた日から2か月以内とされているが、税理士が確定申告時に相談を受けた段階で既に更正の請求の期限が経過している場合もあり、納税者の権利救済の観点から問題があるので、その期限は1年とすべきである。

(2) 更正の請求ができる理由に、租税特別措置法の特例不適用の場合を加えること。

【理 由】 租税特別措置法による規定はその数も多く、適用要件等も複雑であり、また適用期限の定めもあるなど、納税者がすべての存在と内容を理解しているとは言い難い。期限後申告においても措置法適用が可能であるのに対し、期限内申告で措置法適用をしなかった場合には更正の請求ができないなどの矛盾がある。

租税特別措置法の趣旨を実現する観点から、同法の不適用による過大申告については、更正の請求ができる理由とすべきである。

II 地方税関係

14. 個人事業税の事業主控除額を少なくとも500万円程度に引き上げること。

【理 由】 個人事業税における事業主控除制度は、事業税の対象となる金額から事業主報酬相当額（現行290万円）を控除することを目的として設けられている。平成17年度の民間平均給与収入は437万円、また資本金2,000万円未満の中小企業の役員の平均給与収入が644万円（いずれも国税庁「平成17年分民間給与の実態」）であることと比較すると、その較差は著しいものとなっている。そこで、個人事業税における事業主控除の本来の趣旨を踏まえ、事業主控除額を少なくとも現行の290万円から500万円程度に引き上げ、制度の目的に合致させるべきである。

自民党大阪府連との「政策懇談会」

近畿税理士政治連盟と自民党大阪府連との「政策懇談会」が6月25日、近畿税理士会館において開催された。

自民党からは大阪府連所属の国会議員、地方議会議員団団長・幹事長が出席。当連盟からは正副会長、正副幹事長が出席した。

政策懇談会は、税制改正問題と規制改革及び資格制度が取り上げられた。

平成19年度税制改正での特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の見直しや特定同族会社の留保金課税制度の見直し等の実現についてお礼を申し上げるとともに、本年7月上旬に日税政幹事会に諮られる予定の「平成20年度税制改正に関する要望(案)」をもとに、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止その他の14項目について陳情を行った。

また、規制改革と資格制度については、「規制改革推進のための第1次答申(抜粋)」を資料として、強制入会、無償独占の意義について税理士会の立場を説明して理解を求めるとともに、その維持について強力に要望を行った。

この規制改革については、要望後の懇談にお



いて規制改革担当大臣政務官の岡下信子衆議院議員から政策の策定段階では、税理士会側の意見を十分に聞くこととしている旨の説明がなされ、また、他の出席国会議員からそれぞれの立場での意見が述べられた。

最後に、総括として西野政調会長から、自民党で検討されている事業承継対策について説明があり、近税政の佐野副会長から懇談会への参加に対する謝辞が述べられた。

多くの現職国会議員が出席されたことは、税政連に対する期待の大きさの表れであり、今後とも継続して強力な税政連活動を推進する必要がある。
(事務局)

「政策懇談会」出席者

(当連盟)

会 長 北野博也
副会長 佐野吉延、今中英雄、徳富 勲、戸次威左武、細谷陸雄、藤岡 実、大和 司
幹事長 井戸本泰次
副幹事長 井筒潮、橋本光世、清水郁雄、田 達満、天野香鶴子、村木眞志、福長俊之

(自民党)

大阪府連会長	中山太郎	衆議院議員		
筆頭副会長	谷川秀善	参議院議員		
副会長	谷畑 孝	衆議院議員		
"	岡下信子	衆議院議員		
政務調査会長	西野 陽	衆議院議員		
会長補佐	北川知克	衆議院議員		
	中馬弘毅	衆議院議員、松浪健四郎	衆議院議員、中山泰秀	衆議院議員
	松浪健太	衆議院議員、北川イッセイ	参議院議員、川条志嘉	衆議院議員
	渡嘉敷奈緒美	衆議院議員、大塚高司	衆議院議員、原田憲治	衆議院議員
	竹本直一	衆議院議員(代理)	柳本卓治	衆議院議員(代理)
	井脇ノブ子	衆議院議員(代理)	近藤三津枝	衆議院議員(代理)
	矢野隆司	衆議院議員(代理)	森元恒雄	参議院議員(代理)
幹事長	横倉廉幸	大阪府議会議員		
府議団幹事長	朝倉秀実	大阪府議会議員、府議団政調会長	松井一郎	大阪府議会議員
大阪市議団幹事長	新田 孝	大阪市議会議員、堺市議団団長	馬場伸幸	堺市議会議員

ここに人あり

後援会の窓

末松信介後援会 (参議院議員・兵庫選挙区・自民党)

末松信介議員は、関西学院大学法学部を昭和54年3月に卒業後、全日本空輸株式会社に入社、大阪支店販売課でサラリーマン生活をおくられました。短い期間ではありましたが、思い出の多い、充実した日々であったそうです。全日空勤務の中で「在庫のきかない商品、座席」を売るということの難しさ、営業の難しさを学んだことが、今でも、大きな教訓、自分への支えになっていると語っています。

入社3年目に、父でもあり兵庫県議会議員であった末松三芳議員の選挙区である「神戸市垂水区」が人口30万人を超え、分区となり、末松三芳議員の後援会から県議会議員選挙に強い出馬を求める声が上がりました。今なら、公募ということも考えられたかもしれません。

ご本人は、ずいぶん悩んだ末、立候補を決意し、翌年昭和58年4月に県議員に初当選をしました。以後、連続6期当選。その間、保守系無所属で衆院選挙に立候補し、一敗地にまみれたこともありましたが、浪人中、阪神淡路大震災が起こり、即戦力を自負して、県議員に復帰しました。約20年の在職中、建設、文教、警察、各常任委員長、104代副議長、そして、平成15年7月、自由民主党兵庫県連幹事長に就任、兵庫県内における総選挙の陣頭指揮に立たれました。

平成16年7月、兵庫県自民党県議会議員団の選考委員会で参議院議員候補に選任、決定され、「地方から国政を変える」「真剣勝負」をスローガンに、激しい選挙戦に挑み、見事初当選を果たしました。

小泉、安倍政権では、国土交通委員会に所属し、阪神淡路大震災の数少ない経験議員として、「住宅再建共済制度」「生活援護資金貸付金問題」など積極的に取り組みました。

現在、国土交通委員会筆頭理事をつとめ、新名神高速道路(第2名神)の建設、湾岸線への取り組み、また、今ある社会資本をどう有効に活用するのか、スーパー中樞港湾など海運国家日本の将来や、神戸空港、伊丹空港、関西新空港など、3空港のあり方などを議論しています。

さわやかで、誠実な好青年である末松議員のさらなる活躍を期待し、後援活動を続けていきたいと思います。



和田善弘 会長



兵庫県の要望を井戸知事より、中川幹事長と共にうかがう
末松信介参議院議員(写真中央)

末松信介参議院議員 略歴

昭和30年12月17日生まれ
関西学院大学法学部卒業
昭和54年 全日本空輸(ANA)株式会社 大阪支店販売課勤務
昭和58年 兵庫県議会議員選に出馬、最年少27歳で初当選、以後連続6期当選。建設、文教、警察の各常任委員長、並びに都市計画地方審議会委員会委員など歴任
平成8年 兵庫県議会 副議長就任(第104代)
平成13年 自由民主党兵庫県連 政務調査会長就任
平成15年 自由民主党兵庫県連 幹事長就任
平成16年 第20回参議院選挙において初当選
現在 国土交通委員会筆頭理事、議院運営委員会委員、国際問題に関する調査会委員、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会委員、兵庫県参議院選挙区第一支部 支部長、参議院国会対策委員会委員 広報局次長、遊説局次長、運輸・交通関係団体委員会、NPO・NGO関係団体委員会副委員

笑い



先日、何気なくテレビのお笑い番組を見ていて、そういえばここしばらく心の底から笑ったことがないことに気がついた。「笑う門には福来る」といわれるように、怒っているより笑っている、難しい顔をしているより笑顔の方がいいに違いないのだが、現実では仕事や家庭において、不安や心配、困難な出来事があるととても笑う気にはなれない。

笑いとは、楽しかったり、嬉しかったりしたときに感情を表す、人間特有の行動のひとつである。笑いにはいろいろな種類があり、「大笑い」「微笑」「つくり笑い」「苦笑い」「照れ笑い」など笑いに関する言葉は古来より数多く存在している。

最近の研究では、笑いは医学的にも様々な効用があることが発表されている。笑っているときには自律神経がバランスよく働き、神経の活性化を図り免疫力が高まるらしい。また、笑うことによって、癌細胞をやっつける細胞が増加し、癌の予防にも効果があるといわれている。さらに、笑うことで頬の筋肉や腹筋、横隔膜が鍛えられ老化防止にもなる。これら以外にも笑いによる健康効果は数多く報告されている。

また、笑いは職場や家庭において人間関係を潤滑にするし、笑っている人をみて自分まで気持ちが明るくなるように、笑いは伝達することによって、明るい社会をつくる上でも欠かせない要素である。

このように、笑いは百薬の長として、また社会の潤滑油として、肉体的、精神的、社会的に数知れない効用を発揮する。笑うことを習慣にして、自然に笑えるようにしたいものである。

ちなみに、とても笑う気になれないときには、つくり笑いでも効果があるらしい。まずは、どんなにづらい状況にあっても、自分の状況を客観視して笑ってしまう自分から実践してみようと思う。

(右京支部 吉田和之)

近税政本部のうごき

- 第4回広報委員会(4月16日)
 - ・機関紙第162号(新年号)の批評
 - ・機関紙第163号(5月号)の編集に関する件
 - ・機関紙第164号(8月号)の編集企画に関する件
 - ・その他
- 支部長・支部財務担当役員・支部連会長・後援会会長合同会議(和歌山県支部連)(4月20日)
- 第5回後援会対策委員会(4月23日)
 - ・後援会設立基準の制定について
 - ・その他
- 支部長・支部財務担当役員・支部連会長・後援会会長合同会議(兵庫県第3・4支部連)(4月25日)
- 政策・財務・組織合同委員会(5月9日)
 - ・平成18年度会費収納状況について
 - ・第41回定期大会の開催について
 - ・平成20年度税制改正について
 - ・組織・規約等の見直しについて
 - ・その他
- 自民党大阪府連との政策懇談会(6月25日)
- 国対・選対・後援会対策合同委員会(6月29日)
 - ・第41回定期大会の開催に関する件
 - ・第41回定期大会提出議案(原案)作成に関する件
 - ・その他
- 政策・組織合同委員会(7月9日)
 - ・第41回定期大会の開催に関する件
 - ・第41回定期大会提出議案(原案)作成に関する件
 - ・その他
- 平成19年度第1回広報委員会(7月9日)
 - ・第41回定期大会の開催に関する件
 - ・第41回定期大会提出議案(原案)作成に関する件

- ・機関紙第163号(5月号)の批評
- ・機関紙第164号(8月号)の編集に関する件
- ・機関紙第165号の編集企画に関する件
- ・その他
- 平成19年度・第1回財務委員会(7月18日)
 - ・第41回定期大会の開催に関する件
 - ・第41回定期大会提出議案(原案)作成に関する件
 - ・平成18年度会費収納状況について
 - ・平成18年度収支決算における彼此流用に関する件
 - ・平成18年度収支決算の作成に関する件
 - ・平成19年度収支予算(原案)の作成に関する件
 - ・その他
- 平成19年度・第1回正副幹事長会(7月24日)
 - ・第41回定期大会・国政報告会・懇親会の開催について
 - ・第41回定期大会提出議案(原案)作成に関する件
 - ・平成18年度収支決算における彼此流用に関する件
 - ・当連盟規約第45条(支部連の区域)別表の変更に
関する件
 - ・「税理士による国会議員等後援会の支援に関する
規程」の制定について
 - ・その他
- 平成19年度・第1回幹事会(7月24日)
 - ・第41回定期大会・国政報告会・懇親会の開催について
 - ・第41回定期大会提出議案(原案)作成に関する件
 - ・平成18年度収支決算における彼此流用に関する件
 - ・当連盟規約第45条(支部連の区域)別表の変更に
関する件
 - ・「税理士による国会議員等後援会の支援に関する
規程」の制定について
 - ・その他